

## 地区計画の届出に必要な図書一覧

### <行為の種類>

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築
- (3) 工作物の建設
- (4) 建築物等の用途の変更
- (5) 建築物の形態又は意匠の変更

図書の種類	行為の種類					対象となる地区	記載事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)		
届出書	○	○	○	○	○	すべての地区	
敷地の案内図	○	○	○	○	○	すべての地区	方位・道路及び目標となる地物を表示し、行為の場所を明示
土地の区画形質の変更における設計図	○	-	-	-	-	すべての地区	切土・盛土別の着色、面積記入
配置図	-	○	○	○	○	すべての地区	敷地内における建築物又は工作物の位置、レベルを表示
						「壁面の位置」の制限を定める地区	境界線から建築物の壁面の位置までの最短距離を有効寸法で表示
						「緑化率の最低限度」の制限を定める地区	緑化率適合証明等通知書の写しを添付※ 緑化施設を記入し、算定根拠となる資料を添付
						「緑化率の目標値」を定める地区	緑化施設を記入し、算定根拠となる資料を添付
						「垣又はさくの構造」の制限を定める地区	垣さくの位置・高さ・形状・材料・色彩等を記入
立面図	-	○	○	○	○	すべての地区	二面以上 地盤面からの高さを記入
						「形態又は色彩その他の意匠」の制限を定める地区	屋根・外壁等の形状・材質・色彩を記入
各階平面図	-	○	-	○	-	すべての地区	算定根拠となる資料を添付
求積図	-	△	-	-	-	「敷地面積の最低限度」の制限を定める地区	算定根拠となる資料を添付
						「建蔽率・容積率の最低・最高限度」の制限を定める地区	建蔽率算定式にて建蔽率を表示、容積率算定式にて容積率を表示
						「建築面積の最低限度」の制限を定める地区	算定根拠となる資料を添付
その他	茶屋新田まちづくり地区計画においては、土地区画整理法第76条許可の施行者の意見書の写し 地区計画において定められている内容に照らして、必要となる事項を記載した図書						

※緑化率の最低限度を定めている地区については、事前に緑政土木局緑地維持課民有地緑化係（電話番号:052-972-2465）で緑化率適合証明申請の手続きを行い、緑化率適合証明等通知書の交付を受けてください。なお、緑化率適合証明申請については関連リンク「緑化地域制度について」をご覧ください。

※電子メールによる届出を希望の方については、届出通知書を作成し、電子メールに添付してください。